

I 計画の概要

I 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

日本は世界でも例のないスピードで高齢化が進んでおり、「平成 22 年国政調査」（総務省統計局）によると、65 歳以上が総人口に占める割合の高齢化率は平成 17 年の 20.2% から 23.0% に上昇し、世界でもっとも高い水準になりました。

糸満市の高齢化率は、平成 22 年 10 月 1 日の時点で、15.66%（9,204 人）と全国平均より低くなっていますが、高齢者人口の推計によると、平成 23 年以降は高齢者が急増するとされており、平成 26 年には、現在の 9,000 人台から 1 万人台になると予測されています。

また、本市では、介護保険の認定率が 21.1% で全国の 17.8% より高くなっており、今後は、75 歳以上の後期高齢者の割合も上昇することから、認知症高齢者の増加も懸念されます。（認定率は介護保険事業状況報告平成 23 年 10 月値より）

このような状況の中で、「可能な限り、住みなれた地域において継続して生活できるように支援」するためには、介護、医療、予防、住まい、生活支援を間断なく提供する「地域包括ケア」の推進が必要となります。

介護保険制度は平成 12 年度にスタートし、平成 18 年度に大幅に見直されて予防重視型の内容となりました。本市では、法改正の内容や地域の状況に応じて、3 年ごとに「老人福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、取り組むべき課題と目標を明らかにしており、このたびの第 5 期計画では、前述した「地域包括ケア」の推進を大きな柱として掲げています。

本市は、都市的な圏域と農村的な圏域にわかれており、その圏域によって高齢者の生活様式やニーズが異なります。このため、計画策定にあたっては、前計画で掲げた事業・サービスの実施状況等を検証するとともに、調査によって明らかとなった高齢者や地域の現状等もふまえ、高齢者の方々が「可能な限り、住みなれた地域において継続して生活できるように」と願いながら、平成 26 年度までの課題と目標を定めた第 5 期計画を策定しました。

2. 法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画として策定するものです。

（参考：老人福祉法より）

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

（参考：介護保険法より）

（市町村介護保険事業計画）

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項 に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3. 計画の位置づけ

本計画は、『第 4 次糸満市総合計画 ～「つながりの豊かなまち」をめざして～』を上位計画とし、「糸満市第 3 次障害者計画」「糸満市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」「健康いとまん 21」「糸満市特定健康診査等実施計画」といった、保健・福祉に関連する各種計画と調和を保つものです。

また、県の高齢者福祉計画や介護保険事業支援計画との整合性を図って策定しています。

4. 計画の策定体制

(1) 策定委員会と専門部会

本計画の策定に関する検討及び審議は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、被保険者等により構成される「糸満市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」にて、行われました。

また、庁内の関係部局や高齢者福祉及び介護保険に携わっている関係機関の方々に構成される専門部会において、専門的な視点から実行性のある検討を行っています。

さらに、その下に地域包括支援課と介護長寿課からなる作業部会を設置し、具体的な実施を見据えた協議を行う体制で取り組んでいます。

5. 日常生活圏域ニーズ調査の実施

計画策定を進めるにあたり、市の高齢者の生活状況や要望等を日常生活圏域別に把握するために、日常生活圏域ニーズ調査を実施しました（調査結果は、36～50ページを参照）。

6. 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成26年度までの3ヵ年計画として策定しています。

